

単独処理浄化槽または汲み取り便所を使用している皆様へ

単独処理浄化槽又は汲取り便所を使用されているご家庭の多くは、トイレの汚水しか適切な処理ができず、お風呂や台所等の生活排水は多くの汚れを残したまま川などに流れてしまい、環境汚染の原因となっています。

合併処理浄化槽は、生活排水のうち9割以上の汚れを取り除き、下水道の終末処理場で処理した水と変わらないきれいな水にして排水することができるため、川や海など環境にやさしい浄化槽といえます。

そのため、平成13年度から単独処理浄化槽の新規設置は認められておらず、合併処理浄化槽への切り替えが全国的に促進されています。

また、浄化槽法により「既存の単独浄化槽を使用する者は、原則として、合併処理浄化槽への設置替え又は構造変更に努めなければならない。」と規定されています。

下記の補助金をご活用していただき、合併処理浄化槽設置の検討をお願いいたします。

白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金

白井市では、下水道処理区域になっていない区域にお住まいの方が、単独処理浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽に切り替える工事（転換工事）を行う場合、市から補助金を交付します。

<補助金の名称>

白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金

<補助金交付の主な条件>

- ・ 住むことを目的とした建物であること（店舗兼住宅の場合は、店舗の面積が全体延床面積の1／2以下であること）。
- ・ 補助金の交付決定を受けてから工事を行うこと（すでに工事を終えているまたは市から交付決定通知書が届く前に工事を行っているものは補助金の対象になりません）。
- ・ 市税を滞納していないこと。

<補助金額（上限額）>

合併処理浄化槽の人槽と機能により、補助金額は異なります。

浄化槽本体費（単独・汲取転換共通）

N20型	N10型
5人槽 360,000円	5人槽 474,000円
7人槽 462,000円	7人槽 570,000円

上乗分補助分

転換種別	工事区分	上乗せ補助額
単独転換	撤去費	180,000円
	配管工事費	300,000円
汲取転換	撤去費	100,000円
	配管工事費	100,000円
N10型設置費（上乗せ）	—	200,000円

（例1）単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合の補助上限額

〇5人槽、**N10型**への転換
浄化槽本体分**474,000円** + 撤去費**180,000円**
+ 配管工事費**300,000円**
+ **N10型設置費上乗せ200,000円**
= **1,154,000円**

（例2）汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する場合の補助上限額

〇5人槽、**N20型**への転換
浄化槽本体分**360,000円** + 撤去費**100,000円**
+ 配管工事費**100,000円**
= **560,000円**

<受付期間>

当該年度の4月1日から12月28日までとなります。

なお、市の予算の範囲内での補助となります。

詳細につきましては、白井市環境課までお問い合わせください。

白井市役所 環境課 環境保全係

TEL：047-401-5409（直通）

＜自分の家が単独処理浄化槽か合併処理浄化槽か分からない方へ＞

単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い（見分け方）

平成13年4月1日から、単独処理浄化槽の設置が禁止されています。

そのため、平成13年4月1日以降に新設された浄化槽の場合は、合併処理浄化槽になります。

単独処理浄化槽…トイレの排水のみ

合併処理浄化槽…トイレの排水＋すべての生活排水

不明な点がございましたら、汲み取り清掃業者または白井市環境課までお問い合わせください。

白井市役所 環境課 環境保全係
TEL：047-401-5409（直通）